大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

Gunzburgのパーソナライゼーションからみる知的障害者のノーマライゼーション

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): Gunzburg, Persons with disabilities, Normalization, Personalization 作成者: 平本, 憲二 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00016741

【研究ノート】

Gunzburgのパーソナライゼーションからみる 知的障害者のノーマライゼーション

平　本　憲　二[1)2)]

1）京都橘大学作業療法学科

2）大阪府立大学大学院生

要　　旨

本稿は，Gunzburgのノーマライゼーション理念を整理し，Bank-Mikkelsen（デンマーク），Nirje（スウェーデン），Wolfensberger（カナダ，北米）３人のノーマライゼーション理念との位置づけを明らかにした。結果，Gunzburgが示したノーマライゼーションの課題は次の通りである。障害者は(1)「ノーマル」の曖昧さに困惑し続けることになり，(2) 障害の受容，自己選択と自己決定ができなければ自らの生活スタイルを模索する機会を失くし，(3) 自らの好みや必要性よりも，経済的な生産性や身体上の魅力や能力の高さが優先されていた。Gunzburgによるパーソナライゼーションが，これまでのノーマライゼーションに加わることにより，非障害者によって定められる「ノーマル」ではなく，自身にとっての「ノーマル」を見出せるといえ，周囲の評価が軽減されることにより，障害者の有する，貧困，失業，孤独といった課題は緩和され，日常の多様な課題に対して折り合いをつけながら生活することが可能になると考えられた。

キーワード：Gunzburg，パーソナライゼーション，ノーマライゼーション

Gunzburgの援助理念「パーソナライゼーション」

本稿は，Gunzburgのノーマライゼーション理念を整理し，Bank-Mikkelsen（デンマーク），Nirje（スウェーデン），Wolfensberger（カナダ，北米）３人のノーマライゼーション理念との位置づけを明らかにすることである。

Gunzburgのノーマライゼーションの大きな特徴は，パーソナライゼーションという考え方である（平本・馬屋原，2017）。パーソナライゼーションとは，本来，“to make personal”（個人のものにする），“by marking with one’s name”（名前を書くことで），すなわち自分自身のこととして捉えることを意味する（*OEED*, 1991）。Gunzburg,H.C., & Gunzburg,A,L.（1973）は，知的障害者に対する援助理念として次のような意味を持たせている。すなわち，障害者は，障害者入所施設の職員や地域の人びとによって，同質的な存在と捉えられるのではなく，個々の好みに応じて，生活ないし人生の物事を選択したり，あるいは拒否をしたりする存在であること，また，プライバシーを持ったり，友人を作ったりするなどの個々人としての生活の実現を志向する存在と見なされるべきであるということである。障害者の自己選択と自己決定は，従来のノーマライゼーションにおいては，前提のない必須条件といった意味合いをもっていたのに対して，パーソナライゼーションにおいては，障害者がさまざまな経験を通して得られるとされている。

Gunzburg（1973）は，「ノーマライゼーション」，「ソーシャライゼーション」，「パーソナライゼーション」を頂点とする三角形を提唱している（Figure 1）。Gunzburg,H.C.，& Gunzburg,A,L.（1973）のパーソナライゼーションにおいては，障害者のパーソナリティが中心概念になっている。パーソナリティは，一般的には，人が環境に対してその人独自の適応を図ることができる心理的，生理的な体制をいう（Allport，1982）。Gunzburg,H.C.，& Gunzburg,A,L.（1973）における障害者のパーソナリティとは，障害者が，ある課題を経験し，次の行動への基準を作り続け，より多くの課題をこなせるようになるといった性質のことである。Gunzburgは，障害者のパーソナリティが社会生活に活用されること，また，これを可能にする機会の平等化を目指した。言い換えれば，Gunzburgのパーソナライゼーションの実現には，社会的リハビリテーション（WHO，1968）を必要とし，その結果がノーマライゼーションになっていること（Gunzburg,H.C.，& Gunzburg,A,L.，1973），また，それぞれは相補関係にあることを意味していると考えられる。

Gunzburg,H.C.，& Gunzburg,A,L.（1973）は，上記のようなパーソナライゼーションを実現するうえでの課題を次の３つにまとめている。

１つ目は，「ノーマル」の意味するところの検討である。人々の通常の諸活動や習慣は本来多様なものであるため，「ノーマル」を一律に定義することが困難である。また「ノーマル」の意味はブラックボックス化されているといえる。だが，障害者は「ノーマル」な生活を実現するべきという言説にさらされやすい。障害者は，貧困，失業，孤独といった課題の解決をめざして，「ノーマル」な生活が実現できるまで支援をうける。この過程で，障害者は，「ノーマル」の曖昧さに困惑し続けることになる。

２つ目は，障害者と社会の関係である。障害者は「ノーマル」な生活をしようとした際，様々な危機に直面しやすい。社会の主流とされる生活よりも，「安全」が重視され，障害者本人が使う設備や機器も，そうした設計がなされやすい。多くの市民が自らの好みや必要性に応じて住む場所を決めて，比較的自立した生活を送っているにもかかわらず，障害者は，それらを無視され，不要な課題を与えられやすい。

３つ目は，障害者自らが生活上の課題を設定し，それに関連する選択や判断を自らすることである。障害者に代わる支援者は，できるかぎり障害者本人がこれらを可能にするために，その教育やプログラムを考える必要がある。その結果，障害者自身が考える「ノーマル」な生活が実現することが望ましい。特に医療福祉従事者は，入所施設と地域社会においては，生活課題やその資源が異なることに十分留意する必要がある（Gunzburg，1970）。入所施設，地域社会のどちらが優れているのかではなく，双方において，障害者自身がさまざまな課題を経験できなければならない。

即ち，以上を可能にするには，周囲の人の過保護，障害者に対する過小評価，スティグマを軽減することであり，障害者の生活は，経済的な生産性や効率性，または身体上の魅力ないし能力に依拠するのではなく，障害者自身の好みや必要性に基づいて方向づけられるべきであると言える。

Rosen，Clark.，＆Kivitz（1977）は，Gunzburgの要請に応じ，障害者への教育や訓練に，社会的リハビリテーション理念とパーソナリティの発達を取り入れ，身の回りのことをはじめ，人生の方向性を決めること，現実検討すること，感情の発達，目標志向型の行為ができること，対人関係を結ぶこと，異性との交流といったノーマライゼーションを実践した。その結果，障害者が誰かの監視下に置かれたり，好みや必要性を無視されるたりすることが改善しうることを示した。Gunzburg，Gemmell，＆Kushlick（1974）は，病院と地域におけるリハビリテーションの統合計画として，そのプログラムのモニタリングを行い，障害者の生活に必要なケアを明らかにした。この実践は，医療福祉従事者のノーマライゼーションへの疑問，つまり，地域生活における資源の乏しさや新たな生活課題の発生への懸念を軽減させたのである。結果的に，医療福祉従事者は入所施設と地域社会双方において，「ノーマル」な生活が可能になると考えるようになった。Gunzburg H. C.

（1970），Sinson J.C.（1994）は，病院，施設のいずれかではなく，障害者がうまく地域生活を送れるための準備は十分になされることが可能であることを示唆した。

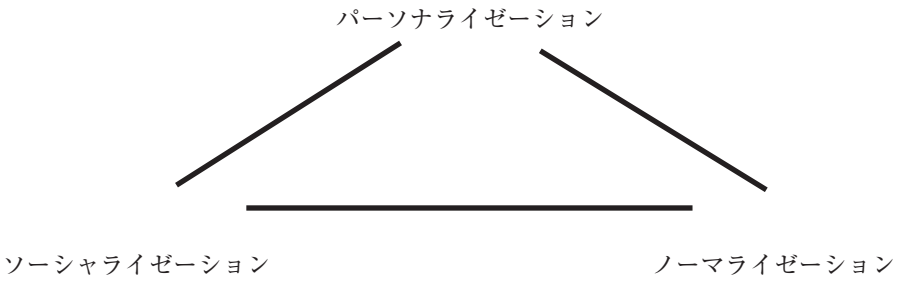

Figure 1　***知的障害者の社会的リハビリテーションにおける３つのプロセス（Gunzburg, 1973）***

Gunzburgの援助理念を加えたノーマライゼーションの検討

１．ノーマライゼーション提唱者の理論の質的分析

つづいて，Gunzburg（Gunzburg, H. C., & Gunzburg. A. L., 1973）によるパーソナライゼーションに，これまでのノーマライゼーション研究にある，Bank-Mikkelsen，Nirje，Wolfensberger ３人を加えて，Gunzburgの位置づけを検討するために，質的分析を行った。用いた資料は，上記３人が，ノーマライゼーションの中心的理念を説明した文献であり，Bank-Mikkelsenは，デンマーク1959年法前文（河東田，2009），Nirje（1969）は，８つの原理（１日の生活リズム，生活上の日課，家族との行事，ライフサイクルを通じての発達，本人の選択や要求，異性との暮らし，経済性，医療･教育･住居の一般市民との同等化），Wolfensberger（1972）は，ソーシャルバロリゼーションを，それぞれ用いた。加えて，提唱者らの理念に基づいた報告を行っているものも分析対象とした（Table 1）。

これらをKJ法（川喜田，1967）に準ずる分析を行い，意味的にひとまとまりとなる，２～３個程度のセンテンスを１つのコードにしたところ，３人のノーマライゼーション理念については70個のコードを付し，それぞれカードに書き出した。カードの裏面に提唱者名を記し，表面のコードからは，各々のコードがどの提唱者のものかがわからないようにした。次に，類似したコードをグルーピングして，グルーピングされたコードに表札をつけた。グルーピングされないコードはそのままとした。これらの表札と単独のコードをもとに，さらにグルーピングを繰り返していった。

最終的には，３人の理念については「権利をもつ知的障害者」，「『ノーマル』な生活は地域，施設双方で実践された」，「障害者入所施設の隔離的収容」，「障害者と家族の市民と「同等」な生活の実現」，「社会の障害者に対する『ノーマル』の検討」，「権利の実現のための『統合』」，「知的障害者に対する支援者の振り返り」，「多数の人々の行動に合わせる」，「自立への条件」の９個のカテゴリーを得た（Table 2）。

次に，これらカテゴリーとGunzburgのパーソナライゼーション実践となる３つの課題の関係性を図解した（Figure 2）。ノーマライゼーション提唱者らによる理念の分析は，質的研究の経験のある研究者の助言を受けた。

Table 1　*KJ法の分析対象とした文献*

Bank-Mikkelsen, N.E.（1978）. Normalization. *Flash on the Danish National Service for the Mentally Retarded Ⅱ*, 39.（中園康夫（監訳）（1978）. ノーマライゼーションの原理 四国学院大学論集, *42*, 143-160.）

Bank-Mikkelsen, N.E.（1978）. Changing patterns in residential services for the mentally retarded. *FLASH on the Danish National Service for the Mentally Retarded Ⅲ*, 44.（中園康夫（監訳）（1979）. 精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化 四国学院大学論集, *42*, 166-189.）

Dybwad, G.（1969）. Action implication, U.S.A.today. In Kugel, R.　& Wolfensberger, W.（Eds.）. Changing patterns in residential services for the mentally retarded. Washington D.C.: President's Committee on Mental Retardation.（河東田博（監訳）（2009）. ノーマライゼーション原理とは何か 人権と共生の原理の探求 現代書館）

花村春樹（1998）（訳・著）「ノーマリゼーションの父」N・E・バンク－ミケルセン その生涯と思想 ミネルヴァ書房

Kugel, R, B., & Wolfensberger, W.（Eds）.（1969）. Changing patterns in residential services for the mentally retarded. Washington D.C.: President's Committee on Mental Retardation.（河東田博（監訳）（2009）. ノーマライゼーション原理とは何か 人権と共生の原理の探求 現代書館）

Nirje, B.（1967）. "Integration I know-how. Swedish programs in social training". *First congress of the integrational association for the scientific study of mental deficiency*, Montpellier, France. AKIM-Israel Association for Rehabilitation of the Mentally Handicapped.（河東田博，橋本由紀子，杉田穏子，和泉とみ代（改編）（2004）ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて 新訂版（40-45）現代書館.）

Nirje, B.（1967, 1969, 1970, 1971, 1972, 1976, 1980, 1982, 1985, 1993, 1998）. *The Normalization principle papers.*（ニィリェ，B. 河東田博・橋本由紀子・杉田穏子・和泉とみ代（訳編）（2004）. ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて 現代書館）

Nirje, B.（1969）. A Scandinavian visitor looks at U.S.institution. In Kugel, R.B.　& Wolfensberger, W.（Eds.）. Changing patterns in residential services for the mentally retarded. Washington D.C.: President's committee on mental retardation.（ニィリェ, B. 河東田博（監訳）（2009）. ノーマライゼーション原理とは何か 人権と共生の原理の探求 現代書館）

Nirje, B.（1980）. On integration: Appendix. In Flynn, R.J. & Nitsch, K.E.（Eds.）, Normalization, Social integration and community services. University Park Press, Baltimore.（河東田博（2009）（監訳）ノーマライゼーション原理とは何か 人権と共生の原理の探求（pp55-80）現代書館）

Nirje, B（1992）. The Normalization principle papers. Centre for handicap research. Uppsala: Uppsala University.（河東田博，橋本由紀子，杉田穏子，和泉とみ代（改編）ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて 新訂版 現代書館）

Nirje, B., & Perrin, B.（1985）. Setting the record straight: A critique of some frequent misconceptions of the normalization principle. *Australia and New Zealand Journal of Developmental Disabilities*, 11(2), 69-74.（河東田博，橋本由紀子，杉田穏子，和泉とみ代（改編）ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて新訂版（pp106-120）現代書館）

Nirje, B（1999）. How I came to formulate the normalization principle, in Flynn, R.J., & Lemay, R.A.（Eds.）, 'A quarter-century of normalization and social role valorization: Evolution and impact'., University of Ottawa Press, Ottawa, *41*.

冨安芳和（1995）. インクルージョン 発達障害研究, 17(1), 1-10.

Wolfensberger, W.（1983）. Social role varorization, A proposed new term for the principle of normalization. *Mental Retardation, 21(6)*, 234-239.（ウルフェンスバーガー. 冨安芳和（監訳）（1995）. ソーシャルロールバロリゼーション入門 Social Role Valorizationノーマリゼーションの心髄 学苑社）

Wolfensberger, W（1992）. A brief introduction to social role valorization a high-order concept for addressing the plight of societally devalued people, & for structuring human services. *Psychological Medicine*, 22, 131-145.（ウルフェンスバーガー, W. 冨安芳和（監訳）（1995）.ソーシャルロールバロリゼーション入門 Social Role Valorization ノーマリゼーションの心髄 学苑社）

Table 2　*Bank-Mikkelsen, Nirje, Wolfensbrgerのノーマライゼーション理念のKJ法の結果*

(1) 権利をもつ知的障害者		
ア	知的障害者は様々な権利をもつ	知的障害を有する人々は子どもから成人に発達する段階で，権利を保障されるべきである（B)。知的障害者は障害者の集団があるという理論に援用され，障害者の収容保護を目的に，「教育可能な者」と「不可能な者」とに区別化され不可能な者には教育を受ける権利を奪われることになる（B)。知的障害者は他の市民と同じように生きる権利と同じ処遇を受ける権利をもった社会の一員である（B)。障害者は市民が病気や治療を受ける権利を有する以上は，障害者にも当然受ける権利がある（B)。障害者は市民権をもったふつうの人々である（B)。障害者に対する「個人の尊厳」（自己決定権）は世界の福祉の根本を変える契機となり，優先されなければならない（N)。障害者が権利を行使し自らの生活設計を計画することができる（N)。
イ	支援者が「ノーマル」を理解せねばならない	ノーマライゼーションの原理の具現化が必要とされる（N)。対人サービスの分野に従事する人々には，ノーマライゼーション原理を理解するための思考が必要である（W)。
ウ	障害者は常にさまざまな配慮を受ける立場になる	障害者に対しては，一般の生活条件と広い意味での処遇とを区別しなければならない(B)。知的障害者に対してはその障害とともに（障害があっても）受容することであり，彼らに人々が通常行われる生活条件を提供する(B)。障害者に必要なサービスを調整し，行政による支援は障害者ができないところを補うものである(N)。個人の個性を発揮し，選択する機会をもたらす（N)。障害者が社会や文化の中でごく普通の生活環境や生活方法にできる限り近い，もしくは全く同じ生活形態や毎日の生活状況が得られ，権利を行使することである（N)。
(2)「ノーマル」な生活は地域，施設の双方で実践された		
エ	「ノーマル」な生活は地域，施設の双方で実践された	ノーマライゼーションは，国の状況となる社会的，文化的，宗教的条件によって意味が異なる（B)。ノーマライゼーションは，障害者の捉え方，実践的なかかわりのために準備された手引きとなる（N)。ノーマライゼーションは，入所施設や入所施設でのプログラムを持てない発展途上国においても実行されやすい（N)。ノーマライゼーションは，障害者一人一人の願いや能力に応じた住居や仕事などへの援助を提供することを意味し，施設の内部やプログラムを構築することに利用できる（N)。ノーマライゼーションは，医学，教育学，心理学,社会政治学の分野の指針となる（N)。通常の概念は文化特定的なものである（W)。ノーマライゼーションは施設や施設職員の役割や機能を変えることができる（W)。
(3) 障害者入所施設への隔離的収容		
オ	障害者の施設への隔離的収容	知的障害者は少数集団になることを条件とされ，それは主体的な生活経験も奪われるなど貧弱なものであった（B)。入所施設が抱えている社会的構造的問題がある（N)。
(4) 障害者と家族の市民と「同等」な生活の実現		
カ	親が安心して障害者を預けられる施設	親たちにとって，障害者らが市民として同等に水準的な住居，学校が利用でき，また保育所やデイセンター，作業所があり，選択があり，より自由になることで落ち着けたものになる（N)。
キ	障害者と家族の課題の解決	親の会によって連絡委員会が設置され現時点における課題についての解決案が示される(B)。知的障害者らによる社会的改善がある（N)。
ク	国際的交流と立場の発信	障害者およびその親と異なる国の障害者および親同士の直接交流の場が増え，国際的にもマスコミに向けて自らの考えを伝えることで満足感を得ることができる（N)。
(5) 社会の障害者に対する「ノーマル」の検討		
ケ	社会による障害者にとっての「ノーマル」の検討	すべての人々が新しい態度，殊に若い人にみられる態度，また利用できる社会資源について検討していかねばならない（B)。知的障害児者が社会と直接関わるということは，障害者にとってのノーマルの実現を可能にさせている（N)。社会的ハンディキャップは社会によってつくられる（N)。
(6) 権利の実現のための「統合」		
コ	権利の実現のための「統合」	統合は，障害者を非障害者の生活レベルに合わせることであり，彼ら自身が選択することや一市民としての当然の権利を行使できることを阻むものである（B)。統合とは，障害者の能力と彼らの集合した力を基礎にして築かなければならない（N)。

（7）知的障害者に対する支援者の振り返り		
サ	知的障害者に対する支援者の振り返り	施設職員の意識が労働環境を変えることにつながる（N）。支援者となる者は，自らを差別者として認識することがいかに大切かを問いかける必要がある（W）。
（8）多数の人々の行動に合わせる		
シ	逸脱とは	逸脱の定義として比較的重要とされる側面において，他者と極めて明らかに差異があり，それが否定的な意味として与えられることをいう（W）。
ス	障害者が社会的イメージや能力を強化される	ソーシャルロールバロリゼーションは支援者が障害のある人々の社会的イメージや個人的能力を強化することである。社会的イメージの強化には，社会的に価値の高い適応力の発揮が求められ，障害者自身の役割は価値に付け加えるものである。個人的能力の強化にはすでに持てている価値が何であれ保持し防衛し，例え他のものを失うことになっても自身の能力を拡大し，多くのことをなされなければならないといえる（W）。ソーシャルロールバロリゼーションの妥当性を検討することの重要性がある（W）。障害者の社会的イメージや個人的能力を強化することにより所属する集団の社会的役割が確立され自身を護ることができる（W）。PASSING（サービスシステムのノーマライゼーションの目標の実行のプログラム分析）の成果を示す重要性がある（W）。
（9）自立への条件		
セ	生活環境の整備	より良い関係とは，その障害のある子どものために真の家であると考える運営ができることである（N）。障害者が他の人々と同じ物理的環境を共有することで，通常の1日，1週間，1年間のリズム，ライフサイクルを経験することができる（N）。知的障害者の生活状態や生活様式を他の人々とより近いものにする試みが必要である（N）。障害者が社会の施設を当然利用できる（N）。
ソ	専門家の介入	広い意味での処遇とは，知的障害者には専門家の処遇が提供されることがノーマライゼーションの原理から導き出される（B）。広い意味の処遇とは一般の病気の治療にも特別の専門家による治療の場合にも，このサービスが適用されるというものである（B）。知的障害者へのサービスは専門家に加えて，複数の専門領域にまたがる仕事であることと，教育のあり方を変えることによりソーシャルワーク全般において一般化されるようになる（B）。
タ	知的障害者の成長や発達	知的障害者の障害の程度に関わりなく，処遇，訓練，教育を通して障害者を発達させることは可能である（B）。障害者が成長していくうえでは，最も大切となる人の存在が必要である（N）。障害者が社会的活動によって社会性を増す（N）。
チ	障害者の自立生活に必要な社会の関与	社会は障害者らの自由になる住居を供給する力を有し，助成金は障害の有無を問わず付与されることが良い（B）。将来の福祉サービスの発展は，必要な福祉サービスを把握し適用されることである（B）。政治による知的障害者への対応となる財政や財源の配分がなされることは，いつでも実行に移す準備ができている（B）。障害の集団を分類区別せず，他の市民と平等に考えることは，行政において国の特別行政機関から県や自治体に委譲されることである（B）。決定権のある社会機構が，障害者とより身近に接触することができるよう，用途に適した効果的なプログラムを作成することである（N）。障害者が特別な対策を必要とする場合には，一般的な形態またはそのサービスに近いものを創り出さなければならない（N）。適切な社会的な訓練や機会があれば，障害者は望ましい社会的な反応を引き起こすことができ，地域での生活を選択する意思を持てる（N）。

注.「　　」は原文であり，その他は，筆者が要旨をまとめたものである。（　　）内のB：Bank-Mikkelsen，N：Nirje,B，W：Wolfensbrger,Hを示す。原文では精神遅滞と表記されているものは，知的障害という表記に，ノーマリゼーションと表記されているものは，ノーマライゼーションと表記した。

２．Gunzburgと他の提唱者との位置づけ

Gunzburgのパーソナライゼーションと他の提唱者の理論を，KJ法によって分析することで，それらの関係が明らかになった（Figure 2）。

(1)「権利」と「ノーマル」　Gunzburgによる１つ目の課題である，「ノーマルの意味するところの検討」は，「権利をもつ知的障害者」，「『ノーマル』な生活は地域，施設の双方で実践された」ことと関係づけられた。障害者は，さまざまな生活課題や習慣を自らで適切に遂行できることを当然の権利として市民から求められるようになり，最終的には，自らのライフスタイルの獲得を進めてきた（ア，イ，以降のカタカナはTable 2のことである）。障害者は，国や地域の様々な社会文化がある中で，障害を受容し，自らの価値や生活様式を獲得できるように努めた（定藤，1996：堀，1993：河東田，2009）（ウ）。地域，施設生活の双方において，障害者は支援を受けながら「ノーマル」な生活の実現をめざした（エ）。

(2)「ノーマル」の実践　Gunzburgによる２つ目の課題である，「障害者と社会の関係」は，「障害者入所施設への隔離的収容」，「障害者と家族の市民と「同等」な生活の実現」，「社会の障害者に対する『ノーマル』の検討」，「権利の実現のための『統合』」と関係づけられた。施設において，障害者は主体的な生活経験の機会を奪われていた（オ）。だが，脱施設化運動により，障害者は，生活上のさまざまな権利を一定程度獲得できるようになり，親も安心した（カ）。障害者と家族は，さまざまな情報のやり取りによって，課題を解決し開放的な社会生活を送ることができた（キ，ク，ケ，コ）（Bank-Mikkelsen, N. 1976 中園訳 1978；Bank-Mikkelsen, N. 1978 中園訳 1979；Nirje, B. 1976，1980 ハンソン訳 2008）。

(3) 自立した生活　Gunzburgによる３つ目の課題である，「障害者自らが生活上の課題を設定し，それに関連する選択や判断を自らすること」は，「知的障害者に対する支援者の振り返り」，「多数の人々の行動に合わせる」，「自立への条件」と関係づけられた。地域生活，障害者施設の双方において，障害者は，障害を持たない多数派の生活を基準にして行動することを余儀なくされ，常時誰かの監視下に置かれていた（サ，シ）。そこで障害者は，社会的イメージを高めるために，身体上の魅力や個人の能力を強化し，自身の所属する社会内での役割の獲得に努めた（ス）。障害者は，市民が行うことと同様の生活課題とリズムを身につけるために（セ），心身の発達の機会が得られ，医療，教育，身のまわりの動作，余暇活動，仕事といったあらゆる生活面を，行政や専門家よりサポートされた（ソ，タ，チ）。

Gunzburgのパーソナライゼーションの位置づけ

１．「ノーマル」から派生した課題への検討

Gunzburgは，３つの課題に対して，それぞれ次のようにノーマライゼーションとの関係づけを行ったと考えられる。第１に，従来のノーマライゼーションにある，障害者にとっての「ノーマル」な生活は，前提のない条件といった意味合いをもっていた。これに対して，Gunzburg,H.C., & Gunzburg,A,L.（1973）は，障害者が，貧困，失業，孤独といった課題の解決を通して，「ノーマル」な生活を実現し，この過程で「ノーマル」を自ら見極めることを重視したと考えられる。

第２に，障害者入所施設の人権に関する問題が，社会的に軽減されたことにより，障害者と家族の社会参加が進んだのは，ノーマライゼーションの大きな功績といえる（河東田，2009）。障害者は，非障害者によって決められた行動範囲や態度を「ノーマル」とされ，一市民であるなら当然とされる「権利」の獲得を進められていた。Gunzburg,H.C., & Gunzburg,A,L.（1973）は，障害者が危機に直面した際，自ら問題を解決することよりも，一方的に安全な方向に導かれてしまい，自己選択の喪失になりかねないことを示した。

第3に，障害者入所施設において，障害者が市民と平等な生活が可能になった理由は，支援者と障害者が相互に価値観や権利を認め合うようになったことと考えられる（Nirje，1976，1980，ハンソン訳，2008，pp147-150）。田垣（2006，pp.25-49）は、障害者が障害を価値の一つとして生きようとしながらも、圧倒的多数を占める健常者との価値観の間で，葛藤を持たざるをえないことを指摘している。障害者本位に立った支援とする『ピープル・ファースト：支援者のための手引き』（Worrell, B. 1988 河東田訳編 1996，pp163-178）を例にとると，障害者は支援者から，自らの問題を自らで発信することを保障され，自己権利が擁護されると考えられている。障害者の「価値」と「権利」は, 密に自己選択, 自己決定と関係している。障害者の「価値」と「権利」は，従来のノーマライゼーションにおいては，前提のない必須条件といった意味合いをもっていたのに対して，Gunzburg,H.C., & Gunzburg,A,L.,（1973）は，障害者の自己選択と自己決定と同様に，障害者がさまざまな経験を通して得られると考えていたようである。だが，障害者は自らの好みや必要性が無視され，不要な課題を課せられることが多く，自身による「価値」と「権利」の獲得は困難が予測されると考えられた。

２．障害者が「多数派の生活を基準にした行動」,「社会の主流」原理に従うことへの検討

次に，障害者が，常時誰かの監視下に置かれ，障害を持たない多数派の生活を基準にした行動をとり続けることは，周囲の人の過保護，障害者に対する過小評価，スティグマをもたらされやすい。また，障害者は，様々な生活習慣や文化をもつマイノリティの固有性とニーズ，生活スタイルよりも，社会の主流に合わせることを優先されている（冨安，1995）。これらに対して，Gunzburg,H.C., & Gunzburg,A,L.（1973）が問題視するのは，すべての人々が，自身の有する嗜好や行動の基準にして生活上の課題を克服しようとしているにもかかわらず，障害者はそれを無視され，社会が想定する「ノーマル」を充てられている事である。

これまでの障害者に課せられた教育や訓練の目的は，経済的な生産性や効率性，身体上の魅力や能力の向上であった。これに対して，Gunzburg,H.C., & Gunzburg,A,L.（1973）は，障害者自身の好みと行動の基準を尊重し，さまざまな課題を経験できる機会を増やすことであった。障害者にとって，これらの経験が，自身によって定められる「ノーマル」の実現となり，周囲の人の過保護，障害者に対する過小評価，スティグマを軽減することにつながると考えられた。また，これにより，障害者の有する，貧困，失業，孤独といった課題は軽減されると考えられた。

３．Gunzburgのパーソナライゼーションからみたノーマライゼーション

Gunzburgによるパーソナライゼーションが，これまでのノーマライゼーションに加わることにより，障害者が自身の有する嗜好や行動の基準によって課題を選択でき, 自身にとっての「ノーマル」を見出せるといえ，周囲の評価が軽減されることにより，障害者の有する，貧困，失業，孤独といった課題は緩和されると考えられた。Gunzburgは，これによって，障害者が日常の多様な課題に対して折り合いをつけながら生活することが可能になることを示唆したと考えられる。即ち，Gunzburgによるパーソナライゼーションによって，障害者自身の経験から自己選択と自己決定が可能になると認められ、「ノーマル」な生活を自身で検討することができることを示唆したと考えられる。これにより，障害者は，社会の与える「ノーマル」の曖昧さに困惑することなく，社会の一員として生きていくことができるようになると考えられる。ひいては，障害者が非障害者の考えに合わせることは解消されていくと言える。

注．引用文献にはノーマリゼーションと表記されているが，ノーマライゼーションと表記した。

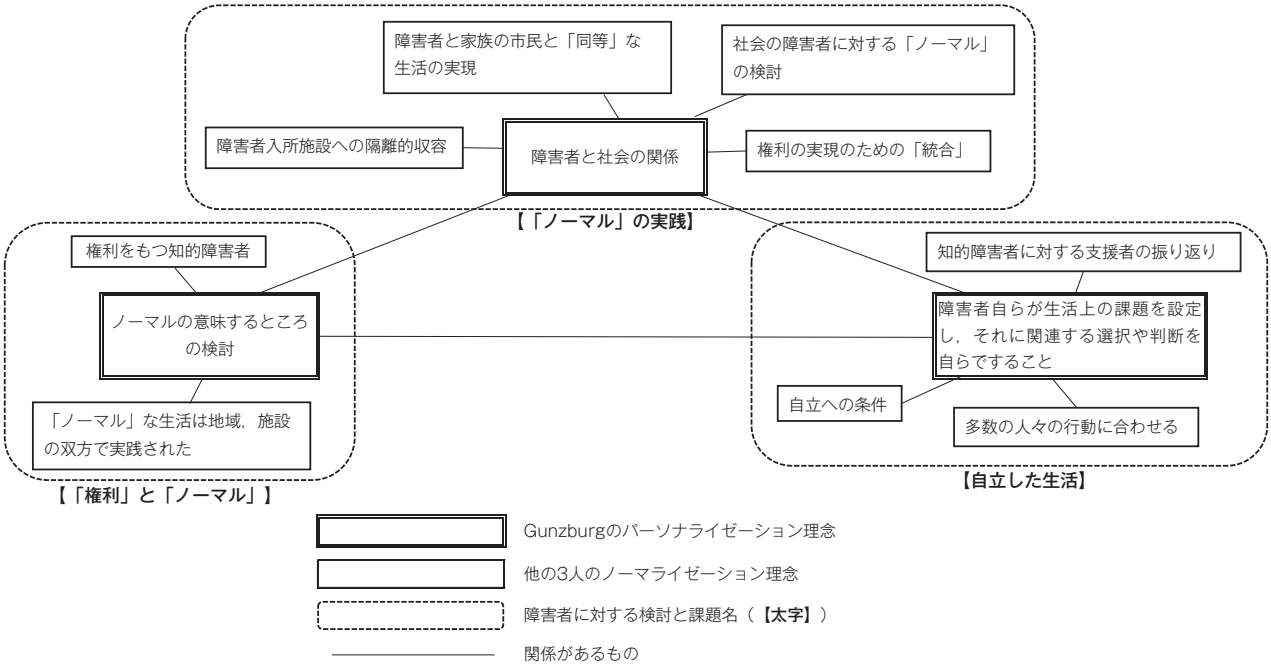

Figure 2　*Gunzburgの援助理念からみたノーマライゼーション*

文献

Allport, G.W.（1982）.　（オールポート，G. 詫摩武俊・青木孝悦・近藤由紀子・堀正（訳）（1982）. パーソナリティ 心理的解釈，新曜社）

Bank-Mikkelsen, N.E.（1976）. Normalization. *Flash on the Danish Service for the Mentally Reterded Ⅱ*, 39（バンク-ミケルセン, N. 中園康夫（監訳）（1978）. ノーマライゼーション（normalization）の原理. 四国学院大学論集, 42.）

Bank-Mikkelsen, N.E.（1978）. Changing patterns in residential services for the mentally retarded. *Flash on the Danish National Service for the Mentally Retarded Ⅲ*, 44（バンク - ミケルセン, N. 中園康夫（監訳）（1979）. 精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化 四国学院大学論集, 42.）

ベンクト・ニイリェ（1998）.（Nirje, B. 河東田博・橋本由紀子・杉田穏子・和泉とみ代（訳編）（2004）新訂版 ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて, 現代書館）

Gunzburg, H. C（1956）. *The British Journal of Mental Subnormality*. 2(1), 20.

Gunzburg, H. C（1970）. *Editorial, The British Journal of Mental Subnormality*. 16(2), 55.

Gunzburg H. C.（1970）. The hospital as a normalizing training environment *British Journal of Mental Subnormality* 16, 71-83.

Gunzburg,H.C., & Gunzburg.A. L.（1973）. *Mental Handicap and Physical Environment*. London: Bailliere Tindall.

Gunzburg, H. C（1973）. “39 Steps” Leading Towards Normalized Living Practices in Living Units for the Mentally Handicapped, *The British Journal of Mental Subnormality*. 19(2), 92.

Gunzburg, H.C., Gemmell, E, Kushlick, A.（1974）Gunzburg, H.C,.（Eds.）. *Experiments in the Rehabilitation of the Mentally Handicaped*. Butterworths, 247-270.

平本憲二・馬屋原邦博（2017）. 知的障がい者のパーソナライゼーション―Herbert C. Gunzburgの援助理念

― 大阪河崎リハビリテーション大学紀要, 11, 141-148.

堀正嗣（1993）. 教育におけるノーマライゼーションの可能性 ノーマライゼーション研究編集委員会 ノーマライゼーション研究 1992年版, 58-78.

河東田博（1995）. 当事者参加・参画の課題と展望「障害児教育学の探求」大井清吉先生退官記念論文集刊行委員会, 154-166.

河東田博（2009）. ノーマライゼーション原理とは何か 人権と共生の原理の探求, 現代書館

川喜田二郎（1967）. 発想法 中央公論社

Nirje,B.（1969）. A Scandinavian visitor looks at U.S.Institutions". In Kugel, R, & Worfensberger, W（Eds.）, *Changing patterns in residential services for the mentally retarded*. President's Committee on Mental Retardation, Washington D.C, 1

Nirje, B（1976）. The Normalization principle. In Kugel, & Shearer, A.（eds.）, *Changing patterns in residential services for the mentally retarded（rev.ed.）*. Washington, D.C.: President7s Committee on Mental Retardation.（ニィリェ, B. ハンソン友子（監訳）（2008）再考・ノーマライゼーションの原理 その広がりと現代的意義（pp. 147-150）現代書館）

Nirje, B（1980）. The Normalization principle. In Flynn, R.J. & Nitsch, K.E.（eds.）, *Normalization, social integration and community services*. Baltimore: University Park Press.（ニィリェ, B. ハンソン友子（監訳）（2008）. 再考・ノーマライゼーションの原理 その広がりと現代的意義（pp. 147-150）現代書館）

Nirje, B（2003）. *Normaliseringsprincipen*.（ニィリエ, B. ハンソン友子（監訳）（2008）. 再考・ノーマライゼーションの原理 その広がりと現代的意義 現代書館）

Hawkins, M., & Allen, A（1991）. personalization. *OXFORD Encyclopedic English Dictionary*.

Rosen, M., Clark,G., & Kivitz, M.（1977）. *Beyond Normalization, Habilitation of Handicapped New Dimentions for the Developmentally Disabled*, University Park Press, Baltimore, London, Tokyo, 115-128.

定藤丈弘（1996）. ノーマライゼーション原理の意義と課題 都市問題研究, *48(4)* 3-16.

Sinson J.C.（1994）.Normalization and community integration of adults with severe mental handicap relocated to group homes. *Journal of Developmental and Physical Disabilities*.

田垣正晋（2006）. 障害・病いと「ふつう」のはざまで 軽度障害者 どっちつかずのジレンマを語る（pp.25-49）明石書房

冨安芳和（1995）. インクルージョン 発達障害研究, 17(1), 1-10.

WHO（1968）. 社会的リハビリテーション　報告

Wolfensberger,W.（1972）. *The Principle of Normalization in Human Services*. National Institute on Mental Retardation. ヴォルフェンスベルガー, W. 中園康夫・清水貞夫（編訳）（1982）. ノーマライゼーション ―社会福祉サービスの本質―　学苑社

Worrel, B（1988）. People first: Advice for advisors. People First of Canada.（河東田博（訳編）（1996）. ピープル・ファースト：支援者のための手引き 現代書館）河東田博（2009）ノーマライゼーション原理とは何か 人権と共生の原理の探求（pp. 163-178）現代書館

Reexamining the Normalization of People with Intellectual Disabilities from Gunzburg's Aid "Personalization"

Kenji Hiramoto[1) 2)]

1）Department of Occupational Therapy Kyoto Tachibana University
2）Graduate student, Osaka Prefecture University

Abstract

This study examined Gunzburg's normalization philosophy and clarified its position as a normalization philosophy in the work of Bank-Mikkelsen (Denmark), Nirje (Sweden), and Wolfensberger (Canada, North America). It finds that the normalization issues presented by Gunzburg are as follows: Persons with disabilities (1) will continue to be confused by the ambiguity of "normal," (2) if they cannot accept their disabilities or make self-selection and self-determination, they will lose the opportunity to decide their own lifestyle, (3) prioritized economic productivity, physical appeal, and high ability over their own preferences and needs. By adapting Gunzburg's notion of personalization to their normalization, they can determine "normal" for themselves rather than the "normal" defined by non-disabled persons. The results suggested that issues such as poverty, unemployment, and loneliness can be alleviated, and that it is possible to live with various everyday issues.

Key Words: Gunzburg, Persons with disabilities, Normalization, Personalization

受付：2019年８月30日
受理：2019年10月18日